

公益社団法人日本毛髪科学協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本毛髪科学協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会の事務所は、東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 本協会は、毛髪と皮膚の生物科学的性質に関する調査研究を行うとともに、毛髪と皮膚についての正しい知識の理解と普及を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

- (1) 毛髪と皮膚に関する調査研究
- (2) 毛髪と皮膚に関する正しい知識の普及啓発活動
- (3) 毛髪と皮膚に関する講習会等の実施
- (4) その他公益目的を達成するために必要な事業

2 本協会は、前項の公益目的事業の推進に資するため、次の収益事業を行う。

- (1) 毛髪と皮膚に関する試験検査の受託事業
- (2) 毛髪と皮膚に関する図書の出版事業
- (3) その他前各号に定める事業に関連する事業

3 前2項の事業は、全国の都道府県の区域内において行う。

4 前3項の事業を行うため、理事会の決議を経て必要な地に支部を置くことができる。

(事業年度)

第5条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規律)

第6条 本協会は、法令を順守し、事業を公正かつ適正に運営して、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 会員

(種別)

第7条 本協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定めるところにより入会申込手続きを行い、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、本協会の活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

2 賛助会員は、会費規程において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 2年間以上会費等を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第11条 本協会を退会しようとする正会員又は賛助会員は、その旨を理事長に届け出て、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

- (1) 本協会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、理事長はその会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 理事長は、前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

2 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、会員がその資格を喪失した場合でも、これを返還しない。

第3章 総会

(構成)

第 14 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団及び財団法人法上の社員総会とする。

3 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 15 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員報酬等の額の決定又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 会費等及び賛助会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第 17 条第 3 項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第 16 条 協会の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 定時総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の 10 分の 1 以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招集)

第 17 条 総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内に総会を招集しなければならない。

3 理事長は、理事会の決議により決定された次の事項を記載し、開催日の 2 週間前までに書面をもって通知しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる旨

4 理事長は、前項の書面による通知に代えて、法令の定めるところにより、正会員の承諾を得て電磁的方法により通知することができる。

(議長)

第 18 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第 19 条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 20 条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の過半数をもって決する。

(書面議決等)

第 21 条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、記名押印する。

第 4 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

(種類及び定数)

第 23 条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 10 名以上 15 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち、1 名を一般社団・財団法人法上の代表理事とし、3 名以内を同法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

第 24 条 理事及び監事は、会員又は学識経験のある者の中から総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選任する。

3 前項で選任された代表理事は理事長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第 2 項で選任された業務執行理事より副理事長及び専務理事を選任することができる。ただし、副理事長は 2 名以内、専務理事は 1 名とする。

5 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本協会の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、本協会の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本協会の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故あるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 理事長、副理事長、専務理事及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行状況を監査し、監査報告を作成すること。
- (2) 本協会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正行為を行い、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協会に著しい

損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補充により選任された役員任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、第23条に定める定数を下回るときは、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第28条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の決議に基づいて、解任することができる。この場合、その役員に対して、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員及び特別な職務を執行した役員には、その対価として報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(取引制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引

(3) 本協会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第31条 本協会は、一般社団・財団法人法第111条第1項に規定する賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因とな

った事実の内容、その役員等の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、理事会の決議によって、法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問、名誉理事、参与)

第 32 条 理事長は、理事会の決議を経て、本協会に功労のあった者又は学識経験のある者を、顧問、名誉理事又は参与（以下「顧問等」という。）に委嘱することができる。

2 顧問等の定数は次のとおりとする。

- (1) 顧問 15 名以内
- (2) 名誉理事 3 名以内
- (3) 参与 3 名以内

3 顧問等は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 2 節 理事会

(設置)

第 33 条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第 34 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか本協会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 第 31 条に規定する責任の免除

(種類及び開催)

第 35 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した文書をもって、理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第26条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は理事が、前条第3項第4号による場合は監事が、理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第39条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、特別の利害関係を有する理事以外の理事総数の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第5章 財産及び会計

(財産の種別)

第42条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の管理及び運用)

第 43 条 本協会の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 45 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録を作成し理事会の承認を経た上で、定時総会において承認を得るものとする。

- 2 本協会は、第 1 項の定時総会の終了後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 46 条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

- 2 本協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第 47 条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 本協会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。
- 3 特定費用準備資金及び特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第 6 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 48 条 この定款は、第 51 条の規定を除き、総会において、正会員総数の 3 分の 2 以上

の議決により変更することができる。

(合併等)

第 49 条 本協会は、総会において、正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第 50 条 本協会は、一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において、正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 51 条 本協会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 カ月以内に、総会の決議により、本協会と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 52 条 本協会が解散により清算するとき有する残余財産は、総会の決議により、本協会と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に寄附するものとする。

第 7 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 53 条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 54 条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第 55 条 本協会の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 8 章 委員会

(設置等)

第 56 条 本協会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 57 条 本協会の事業を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

第 10 章 補則

(委任)

第 58 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本協会の最初の代表理事は漆畑 修、業務執行理事は渡辺晋一及び木嶋敬二とする。